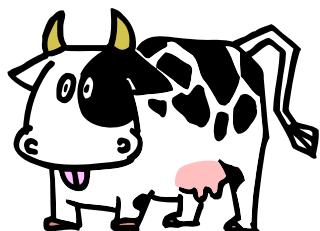


畜産農家における ポジティブリスト制度への対応のポイント



平成18年5月29日から、食品衛生法に
基づく食品中の残留農薬等に関する「ポジテ
ィブリスト制度」が施行されました。



新しい制度では、これまで残留基準が定められていなかった農薬や動物用医薬品の成分についても残留基準値が設定され、その成分が基準値を超えて検出された場合、その食品(畜産物)の流通は禁止されます。

食品衛生法違反にならないよう、畜産農家の方は次の点に注意してください。

1. 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用する。
2. 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示し、間違えないようにする。
3. 出荷する動物や牛乳・卵を出荷している動物の治療記録を確認する。
4. 書類や帳簿を保管する

(ア) 飼料の購入伝票や給与記録

(イ) 牧草などへの農薬散布記録

(ウ) 動物用医薬品の購入記録や使用記録

(エ) 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

特に、保管した書類・記録は、問題が発生したときの重要な資料となります。

不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい。